

様式44

令和 5 年 6 月 21 日

三重県知事 あて

住 所 三重県鈴鹿市神戸八丁目8番20号

名 称 医療法人 浦川内科クリニック

理事長 浦 川 英 己

電 話 059-382-66

6611

決 算 届

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの決算を終了したので、医療法
第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



様式 1

事業報告書

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 浦川内科クリニック

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人

☐ 出資額限度法人 ☒ その他

③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県鈴鹿市神戸八丁目 8 番 2 0 号

(3) 設立認可年月日 平成 2 1 年 3 月 6 日

(4) 設立登記年月日 平成 2 1 年 3 月 1 6 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	浦川 英己	浦川内科クリニック管理者
理 事	浦川 毅	
理 事	浦川 玲子	
理 事	浦川 明子	
監 事	前田 匡範	

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施 設 の 名 称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	浦川内科クリニック	鈴鹿市神戸八丁目8番20号	一般病床 0床 療養病床 0床

(2) 附帯業務

該当なし

(3) 収益業務

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年 5月24日

令和3年度決算の決定、基金返還の決定

令和4年12月10日

令和5年度予算の決定

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

様式 2

法人名 医療法人 浦川内科クリニック
所在地 三重県鈴鹿市神戸八丁目 8 番 2 0 号

※医療法人整理番号 10564

財 産 目 録
(令和 5 年 3 月 3 1 日 現在)

1. 資 産 額	79,369 千円
2. 負 債 額	24,552 千円
3. 純 資 産 額	54,817 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	40,878
B 固 定 資 産	38,491
C 繰 延 資 産	0
D 資 産 合 計 (A + B + C)	79,369
E 負 債 合 計	24,552
F 純 資 産 (D - E)	54,817

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 浦川内科クリニック
所在地 三重県鈴鹿市神戸八丁目8番20号

※医療法人整理番号 0564

貸借対照表
(令和 5 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	40,878	I 流 動 負 債	4,552
II 固 定 資 産	38,491	II 固 定 負 債	20,000
1 有 形 固 定 資 産	38,423	負 債 合 計	24,552
2 そ の 他 の 資 産	68	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	59,255
		II 積 立 金	▲4,437
		純 資 産 合 計	54,817
資 産 合 計	79,369	負 債 ・ 純 資 産 合 計	79,369

法人名 医療法人 浦川内科クリニック
所在地 三重県鈴鹿市神戸八丁目8番20号

※医療法人整理番号 1564

損 益 計 算 書
(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目		金 額
I 事業損益		
1 事業収益		124,112
2 事業費用		129,535
	事業損失	5,423
II 事業外収益		1,487
III 事業外費用		500
	経常損失	4,437
	税引前当期純損失	4,437
	法人税等	0
	当期純損失	4,437

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 浦川内科クリニック

理事長 浦川 英己 殿

私は、医療法人浦川内科クリニックの令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和 5 年 5 月 23 日

監事

前田 正範